

河川法施行令改正により新たに放置禁止指定することになりました

指定の内容

木曾川下流河川事務所

- ・河川法施行令改正（平成26年4月1日施行）により、船舶など河川管理者が指定したものをみだりに捨て又は**放置することが禁止**行為として追加され、3ヵ月以下の懲役又は20万円以下の罰金を科されることとなります。
- ・木曾川下流河川事務所では、河川に放置された船舶の対策をより強化することや予防を目的に、管理する**管内の全ての河川で「船舶」を指定**します。
- ・船舶の放置等を禁止する区域： 木曾川、長良川、揖斐川、多度川、肱江川の内、木曾川下流河川事務所が管理する区域

改正前と改正後の違い

（改正前）

第16条の四 何人もみだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一（略）

二 河川区域内の土地（高規格堤防特別区域の土地を除く。次号及び第16条の8第1項各号において同じ。）に土石（砂を含む。以下同じ。）又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

三（略）

（改正後）

第16条の四 何人もみだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一（略）

二 **河川**区域内の土地（高規格堤防特別区域の土地を除く。次号及び第16条の8第1項各号において同じ。）に次に掲げるものを捨て、又は**放置すること**。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

イ **船舶**その他の河川管理者が指定したもの

ロ 土石（砂を含む。以下同じ。）

ハ イ又はロに掲げるもののほか、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物

三（略）



スケジュール

平成30年1～2月 漁協、市町、県へ説明

平成30年4月 公示

平成30年5月 放置禁止指定

（お問い合わせ先）

木曾川下流河川事務所

占用調整課 保全対策官 藤澤

経理課 契約事務管理官 堀

TEL 0594-24-5718

